

保発 0330 第 13 号
年発 0330 第 1 号
令和 8 年 3 月 30 日

市町村長（特別区の区長を含む。）
地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

厚生労働省年金局長
（公印省略）

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件の告示について

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 50 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 3 月 30 日に公布され、また、健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 129 号。以下「改正告示」という。）が同日に告示されたため通知する。

改正省令及び改正告示の内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

第一 改正省令について

1 改正省令の内容

(1) 国民年金保険料の学生納付特例の対象となる学生等に係る教育施設の追加（第 1 条関係）

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条の 3 に定める国民年金保険料の

学生納付特例の対象となる学生等の具体的な範囲については、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。）第6条の6において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育施設に在学する学生等と規定している。

- 学校教育法に定める教育施設以外の教育施設に在学する学生等については、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」という。）第77条の6において教育施設を規定することで、学生納付特例の対象としている。
- 今般、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、学生納付特例の対象となる学生等に係る教育施設に、一時保護施設設備運営基準第21条第1項第1号に規定する学校その他の養成施設（以下「一時保護施設設備運営基準に規定する学校等」という。）を追加する。

(2) 短時間労働者について健康保険・厚生年金保険の適用除外となる学生等に係る教育施設の追加（第2条及び第3条関係）

- 短時間労働者のうち健康保険及び厚生年金保険の適用除外となる学生等については、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号ハ及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条第5号ハにおいて、学校教育法に規定する教育施設に在学する学生等に規定されている。
- 学校教育法に定める教育施設以外の教育施設に在学する学生等については、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）第23条の6第3項及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚年則」という。）第9条の6第3項において教育施設を規定することで、健康保険及び厚生年金保険の適用除外の対象としている。
- 今般、一時保護施設設備運営基準が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、健康保険及び厚生年金保険の適用除外となる学生等に係る教育施設に、一時保護施設設備運営基準に規定する学校等を追加する。

(3) 学校教育法の改正に伴う所要の改正

- 学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和7年文部科学省令第21号）が令和8年4月1日に施行されることに伴い、国年則等について、条項の移動を踏まえた改正等の所要の改正を行う。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

3 経過措置

(1) 1の(1)に係る経過措置

一時保護施設設備運営基準に規定する学校等に在学する生徒又は学生であった被保険者期間（令和6年4月から令和8年3月までの期間であって、当該期間内に国年令第6条の6に掲げる生徒又は学生（一時保護施設設備運営基準に規定する学校等に在学する生徒又は学生を除く。）でなかった期間に限る。）がある第一号被保険者等から学生納付特例の申請があったときは、当該被保険者期間のうち改正省令の施行の際現に保険料全額免除期間及び保険料一部免除期間（この省令の施行の際現にその残余の額につき納付されたもの（令和8年3月分の保険料については、納期限までに納付されたものを含む。）に限る。）とされた期間については、なお従前の例によるものとする。 （附則第2条関係）

(2) 1の(2)に係る経過措置

① 改正省令の施行日の前日までの間における短時間労働者への健康保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、改正後の健保則第23条の6第3項第29号の2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。 （附則第3条関係）

② 改正省令の施行日の前日までの間における短時間労働者への厚生年金保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、改正後の厚年則第9条の6第3項第29号の2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。 （附則第4条関係）

第二 改正告示について

1 改正告示の内容

- 独立行政法人海技教育機構に在学する者については、健保則第23条の6第3項第32号、厚年則第9条の6第3項第32号及び国年則第77条の6第32号の規定により、厚生労働大臣が定める課程に在学する者に限り、健康保険法等に規定する「学生等」に該当することとされている。
- この「厚生労働大臣が定める課程」については、健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程（平成28年厚生労働省告示第186号。以下「厚生労働大臣が定める課程」という。）において、その対象を定めているところ、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海専攻）及び海上技術コース（機関専攻）（以下「航海専攻及び機関専攻」という。）が令和7年4月1日に新設されたことに伴い、厚生労働大臣が定める課程に、航海専攻及び機関専攻を追加する。

2 適用期日

令和8年4月1日から適用する。

3 経過措置

(1) 国年則第77条の6第32号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程に係る経過措置

改正告示による改正後の厚生労働大臣が定める課程（以下「新告示」という。）に規定する航海専攻及び機関専攻に在学する生徒又は学生であった被保険者期間（令和7年4月から令和8年3月までの期間であって、当該期間内に国年令第6条の6に掲げる生徒又は学生（航海専攻及び機関専攻に在学する生徒又は学生を除く。）でなかった期間に限る。）がある第一号被保険者等から学生納付特例の申請があったときは、当該被保険者期間のうち改正告示の適用の際現に保険料全額免除期間及び保険料一部免除期間（改正告示の適用の際現にその残余の額につき納付されたもの（令和8年3月分の保険料については、納期限までに納付されたものを含む。）に限る。）とされた期間については、なお従前の例によるものとする。 （附則第2条関係）

(2) 健保則第23条の6第3項第32号及び厚年則第9条の6第3項第32号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程に係る経過措置

① 改正告示の適用日の前日までの間における短時間労働者への健康保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。 （附則第3条関係）

② 改正告示の適用日の前日までの間における短時間労働者への厚生年金保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。 （附則第4条関係）